

## 資料

助教授 瀨本 正太郎

### 不干涉義務

ICJ ニカラグア判決 ICJ Reports 1986. 判例集 p. 501

[p. 108] [T]he principle [of non-intervention] forbids all States or groups of States to intervene directly or indirectly in internal or external affairs of other States. A prohibited intervention must accordingly be one bearing on matters in which each State is permitted, by the principle of State sovereignty, to decide freely. One of these is the choice of a political, economic, social and cultural system, and the formulation of foreign policy. Intervention is wrongful when it uses methods of coercion in regard to such choices, which must remain free ones. The element of coercion... defines, and indeed forms the very essence of, prohibited intervention...

[p. 124] [T]he United States intended, by its support of the contras, to coerce the Government of Nicaragua in respect of matters in which each State is permitted, by the principle of State sovereignty, to decide freely... and... the intention of the contras themselves was to overthrow the present Government of Nicaragua... The Court considers that in international law, if one State, with a view to the coercion of another State, supports and assists armed bands in that State whose purpose is to overthrow the government of that State, that amounts to an intervention by the one State in the internal affairs of the other, whether or not the political objective of the State giving such support and assistance is equally far-reaching...

The Court therefore finds that the support given by the United States, up to the end of September 1984, to the military and paramilitary activities of the contras in Nicaragua, by financial support, training, supply of weapons, intelligence and logistic support, constitutes a clear breach of the principle of non-intervention.

There can be no doubt that the provision of strictly humanitarian aid to persons or forces in another country, whatever their political affiliations or objectives, cannot be regarded as unlawful intervention, or as in any other way contrary to international law.

[p. 126] The Court's attention has been drawn in particular to the cessation of economic aid in April 1981; the 90 per cent reduction in the sugar quota for United States imports from Nicaragua in April 1981; and the trade embargo adopted on 1 May 1985...

[T]he Court has... to say that it is unable to regard such action on the economic plane as is here complained of as a breach of the customary-law principle of non-intervention.

## 干渉行為の内容

田畑茂二郎『国際法 』（有斐閣、新版、1973） pp. 382-383.

干渉とは……、国家または国家群が、一定の状態を維持または変更するために、その意思を他国に対して強制的に押しつけることだ……。……強力措置、たとえば、外交や通商関係の断絶などの意向をほのめかしてある申出をする場合はもちろん、そうした強力措置を伴わないでも、何らかの不利益な結果を予想させるような仕方で、一定の措置を要求する場合などは、当然干渉になるというべきであろう。

## 不干渉宣言 国連総会決議 1965.12.21. UN.Doc. A/RES/2131.

1. No State has the right to intervene, directly or indirectly, for any reason whatever, in the internal or external affairs of any other State. Consequently, armed intervention and all other forms of interference or attempted threats against the personality of the State or against its political, economic and cultural elements, are condemned.

2. No State may use or encourage the use of economic, political or any other type of measures to coerce another State in order to obtain from it the subordination of the exercise of its sovereign rights or to secure from it advantages of any kind. Also, no State shall organize, assist, foment, finance, incite or tolerate subversive, terrorist or armed activities directed towards the violent overthrow of the régime of another State, or interfere in civil strife in another State.

## 天安門事件

1990.5.10. 朝日新聞朝刊東京版 p. 3.

中国訪問中の社会党代表団（団長、山口書記長）は19日、北京市内の釣魚台迎賓館で、中国共産党の朱良対外連絡部長らと会談、昨年6月の天安門事件を中心に意見を交換した。山口氏は、事件について「人権問題に国境はない。極めて残念だった」「事件の経過を見て、中国と人民解放軍に対する夢が崩れた」などと、強い調子で批判的な見解を述べた。これに対し、朱良氏は「人権は尊重しているが、人権問題で国家主権が侵されてはならない」と反論、「緊迫した雰囲気の中のやりとり」（日本側同席者）となった。

…… [朱良氏は]「内政不干渉の原則」に言及し、「どこの国でも、政治体制は人民が決める。中国の社会体制について外国に強要してもらわない必要はない」などと反論。山口氏の人権重視の立場からの批判に対しても「人権は尊重しているが、国家主権を考えねばならず、人権問題で国家主権が侵されてはならない」と突っぱねた。

1990.7.1 朝日新聞朝刊東京版 p 2

中国の李鉄映国務委員（共産党政治局員）兼国家教育委員会主任が30日に来日し、同日夜、都内の料理屋で坂本官房長官と会談した。.....李氏は「中国としては平和5原則にのっとり、西側諸国を含む世界の国々との友好関係を築き上げる方針に変わりはない」としながら、「内政不干渉の原則は守られるべきだ。国権（国の権利）が守られて、初めて人権が守られる」と、天安門事件をめぐる各国からの批判に対し不快感を示した。

## アメリカ合衆国による人権状況の批判に対する中国の反批判

中国外務省報道官 2001年2月20日 <http://www.fmprc.gov.cn/eng/5338.html>

Q: The US State Department released on 27th February its annual human rights report for year 2000, which includes criticisms of China's human rights situation. Do you have any comment?

A: The Chinese Government has all along respected the universal principle of human rights and worked vigorously for the protection and promotion of human rights and fundamental freedom of the people in accordance with the national conditions of China... Falun Gong has proved to be an out-and-out cult organization, specializing in fooling, controlling and endangering people, which has created very grave social consequences. No responsible government will adopt a laissez-faire attitude toward this kind of cults. The Chinese Government has banned and cracked down the cult of Falun Gong precisely for the purpose of safeguarding and protecting the basic human rights and freedom of the Chinese citizens, with the firm endorsement of the Chinese people across the country and popular support from the international community...

It is common knowledge that there are human rights violations within the United States. Yet while refraining from talking about it, the US Government is making willful distortions of human rights situations in other countries and uninvited remarks on the internal affairs of other countries, even to the point of openly defending cults that endanger mankind... We demand that the US side respect the basic norms governing international relations, correct its mistakes, and stop interfering in China's internal affairs through the so-called question of human rights.

注 Falun Gong=法輪講

## 教科書問題

2001年2月27日衆議院文部科学委員会 <http://www.kokkai.ndl.go.jp/>

石井郁子委員（共産党） ……検定基準に、近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていることという一項、有名な近隣諸国条項というのがあるのですけれども、私は、今の事態というのは、まさにこの検定基準に反しているから、アジア諸国から批判が上がっているというふうに思うわけであります。

これは外務省に伺います。こういう意見について、内政干渉だ、つまり、中国、韓国などから寄せられる意見に対して内政干渉だと書いている新聞も一部ございますけれども、これは一体内政干渉と言えるのかどうか、外務省の見解。

榎田政府参考人（外務省） 内政干渉というものについては、いろいろな経緯もあるのだろうと思いますけれども、一般には、国際法上、他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするということというふうに解されておると思います。命令的な関与であるとか命令的な介入であるとかということについても言うのかと思いますが、そういう概念に照らし合わせまして、最近、中国あるいは韓国から表明されておりますところの関心あるいは懸念といったものを内政干渉と断ることができるかということにつきましては、私どもとしましては、これが内政干渉であるというふうに認識するには無理があるというふうに考えております。

2001年3月1日衆議院予算委員会第三分科会

前原誠司分科員（民主党） ……それから二つ目は、教科書の検定問題でありまして、韓国、中国からかなり国内で批判が出ている話であります。

私が聞きたいのは二つでございまして、外交ルートを通じての働きかけがあったのかということが一点。

それから、問題は、外交ルートを通じてもしあったとすれば、その内容なんですね。つまりは、変えるということであれば、それは私は内政干渉なんだろうと思います。ただ、外交ルートを通じてこういう意見があるよというような話であれば、それはセーフなのかなというような思いを持っておりまして、外交ルートを通じて中国、韓国などから働きかけがあったのか。あるいは、働きかけがあるとすれば、どういう内容だったのか。それについて、二点簡単にお答えをいただきたいと思えます。

河野国務大臣 ……今お尋ねの中国、韓国におきますそうした関心事がどういう形で伝えられているかということですが、中国外交部スポークスマンあるいは韓国外交通商部長官などがこの点について関心、懸念を表明しております。二月の二十七日には、江沢民中国国家主席が、中曽根元総理と会われたときに、この問題について大変関心を持っている旨述べておられます。また、二月の二十八日には、李廷彬韓国外交通商部長官から寺田在韓国大使に対しまして、我が国の歴史教科書検定に関し、大きな関心と懸念の表明もあったというふうに聞いております。

2001年3月22日参议院文教科学委员会

政府参考人(矢野重典君(文部科学省)) 平成十四年度から使用されます現在検定中の中学校歴史教科書につきまして、中国政府や韓国政府から関心や懸念が表明されていることは私どもも承知しているところでございます。

例えば、本年三月二日、中国外交部副部長から在中国臨時代理大使への申し入れにおきましては、侵略を否定し歴史を美化する教科書を阻止すべきであるとの内容があったことなどは聞いているところでございますが、こうした先方の関心や懸念の表明が具体的に検定の不合格までを求めたものであるかどうかということについては私どもも承知していないところでございます。

亀井郁夫君(自民党) そうした形で中国や韓国からも、韓国からも話があったと思うんですけども、そのことについての説明がなかったんですけども、そうした行動が内政干渉と言えるのではないかという意見が随分あるわけでございますけれども、こうしたことについては内政干渉と見れるのかどうなのか。特に、文部大臣としてこういうものについてどのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。

国務大臣(町村信孝君) ……内政干渉に当たるかどうかというのは、これは国際法上の何かいろいろな定義とかその他があるようでございまして、必ずしも私ども、文部科学大臣としてこれは内政干渉であるとかないとかいうことをお答えする立場にはございません……。

2001年3月22日参議院内閣委員会

森田次夫君(自民党) ……御質問ですが、去る十六日の報道によりますと、中国の朱鎔基首相が北京で内外記者団と会見いたしまして、新しい教科書をつくる会のメンバーが執筆陣に加わった中学教科書の問題に関しまして、中日間だけでなく日本とすべてのアジア関係との問題だと位置づけまして、日本軍国主義者による侵略戦争の否定や歪曲は中国ほかアジアの人々の感情を害すると、こうも語ったように報道されております。さらに朱鎔基首相は、教科書の修正など問題処理に関しまして、日本政府は避けがたい責任を有すると、こうも言っておられるわけでございます。これまで報道されました検定意見に基づく修正につきまして、アジアの人民の反応を見ればこれらの修正は不十分だと、こういうふうにも言っておられるわけでございます。

そこで、官房長官にお尋ねするわけでございますけれども、こうした朱鎔基首相の発言、これは我が国に対する内政干渉だとも受け取れるものであるのかな、こういうふうに思うわけでございますけれども、日本政府としてどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

国務大臣(福田康夫君) ……こうした関心や懸念の表明というものが内政干渉になるのかどうかと、こういうことでございますけれども、そういう議論もさまざまあることは承知しております。

2001年3月2日衆議院予算委員会第三分科会

西村眞吾分科員（自由党） ……歴史教科書の問題について、中国政府から、特定の教科書の検定不合格、そして出版停止を求められてきております。中国政府の声明は、要旨はこのとおりでございます。

中国政府と人民は、日本国内で最近教科書に絡みあられている動向を極めて注視しているものである。指摘すべきは、日本の右翼団体が周到な用意のもとに、皇国史観を高く宣伝し、侵略の歴史を否定、美化する目的で歴史教科書をつくり上げていることである。仮に修正を経たとしても、反動的ででたらめな本質は変えることができない。

こういうふうな声明を発して冒頭の要求をしております。

それに対して外務省の局長は、内政干渉ではない、内政干渉というものは、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的に相手国を自国に従わせることであると定義した上での、内政干渉ではないという答弁をしております。

……自国の歴史を子供たちにいかに伝えるかは、国家の将来にとって重大な事項である。その上に立って、国際法上、教育というものは、我が国が自由に処理し得るとされている領域にある問題である。この二つの立論については大臣は御賛同をいただけますか。

衛藤副大臣（外務省） 西村眞悟委員にお答えいたします。  
その点については、全くそのとおりであります。

西村分科員 教育が国際法上、自国の自由に処理し得る領域にあるということでございます。

そして冒頭に読み上げた中国の政府の声明は、まさに国際法上自国が、我が国が自由に処理し得る領域に関しての政府の公式の声明であるということは、自国が国際法上自由に処理し得る領域というのは、言葉をかえて言えば主権の領域でございます。したがって、中国政府は、我が国の主権の領域に立ち入った要求をしているということが一点確認されるわけでございます。……

衛藤副大臣 西村委員にお答えします。

まず内政干渉の問題であります。御案内のとおり、過般の国会審議におきまして、当時の政府委員、条約局長が、国際法上の内政干渉、こういった概念規定について言及しております。一般には、国際法上他の国家が自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするのと解されておきまして、命令的な関与または介入という言葉であらわされることでございます、こういう指摘がございます。……

また、我が国の主権の領域に立ち入っているかどうかということではありますが、この件につきましては、私は、現段階において中国政府が我が国の主権の領域に立ち入っているとは思いません。また、そのようなことをさせてはなりません。

西村分科員 矛盾されております。

教育は、我が国が、国際法上自由に処理するとされている事項の中にある、このことを副大臣は先ほど同意され、そのとおりだ、これ以外に答えはない、したがってそのとおりと言われた。そし

て、中国政府の声明は、歴史教科書を出版停止しろ、でたらめだと。まさに我が国の教育、自由に処理するとされている領域の中に彼らは入っている、その問題を言挙げしている、これを確認したのです。

さて、我が国国民は知らない、中国政府は知っていて、先ほどの声明のように口汚く我が国の歴史教科書の問題について触れてきた。我が国国民は反論できない。中国は、外国は知っている、我が国国民は知らない。しかも、それは我が国国民が子供たちに教えるために使う教科書である。こういうふうな構造の中で、まさに、反論できないということ自体が強制なんだ、そうなるのです。

外務省の局長は、強制的という言葉挿入することによって、内政干渉でないという理論を組み立てた。武器をもって脅迫するというふうな強制ではない。しかし、人が反論できない、日本国民が反論できない問題に関して、まさに日本国民の教科書に関して、中国がそれを事前に知っていて言ってくるということは、まさに主権の侵害であり内政干渉なんだ、強制的なんだ。これをそうではないとする外務省は、もはや外交の魂を売り渡したのだ。……

衛藤副大臣 ……明確にしておきたいのでありますが、中国と韓国におきましては、平成十四年度に使用するために現在検定を受けている中学校歴史教科書について、中国外交部スポークスマンや韓国の外交通商部長官などが関心と懸念を表明してきておるわけでありまして。現に二月二十七日には、江沢民国家主席から中曽根元総理に対して、教科書問題についての配慮を願いたい旨の発言もありました。また、二月二十八日には李廷彬韓国外交通商部長官から我が方の寺田在韓国大使に対し、我が国の歴史教科書検定に関し韓国側の懸念の表明があった。

関心や懸念あるいは配慮をお願いしたいということでありまして、今西村委員が御指摘のような形での内政干渉、こういうようなことに結びつけるわけにはまいらないし、やや無理があるのではないか、このように申し上げたいと私は思うのであります。

西村分科員 ……外務省は、この我が国国民の歴史教科書に関し、教育という領域に関し、いやしくも主権の侵害及び内政干渉という事態を断じて容認することはできない、これは確認させていただいてよろしゅうございますか。

衛藤副大臣 西村委員にお答えいたします。

全くそのとおりでありまして、教科書の検定等々につきまして、他国の政府をして我が国の主権を侵害させるとかさせないとか、そういうことは論外でありまして、断じて外務省としては、そのようなことに対しては頑として措置をとります。主権の侵害はさせません。それははっきり申し上げます。

## 政府承認

### アフガニスタン・タリバン政権

参議院予算委員会 2001年9月19日 <http://kokkai.ndl.go.jp/>

○吉村剛太郎君 いずれにしましても、もう警察で対応できる範囲を大きく超えるようなケースがこれから当然想像できるわけでございますから、国防のまさに第一線で衝に当たる防衛庁もよろしくお願いをしたい、このように思います。

先ほどもちょっと齋藤議員が触れられましたけれども、アフガニスタンの隣国、まずアフガニスタンについて、事務レベルで結構ですから、このアフガニスタンは我が国は国家承認はしておるんですか。

○政府参考人（重家俊範君（外務省中東アフリカ局長）） そのように理解をしております。

○吉村剛太郎君 政府は承認をしていないということですね、国は承認をしておると。

いや、ちょっとごめんなさい、誤解があってはいけませんから。いわゆる今アフガニスタンを実効支配しているタリバン、タリバン政府なんでしょうが、そのタリバン政府は承認していない、アフガニスタンという国は承認をしておる、こういう理解でいいですか。

○政府参考人（重家俊範君） そのように理解をしております。

衆議院決算行政監視委員会第二分科会 2000年4月20日

○松浪分科員 保守党の松浪健四郎でございます。

.....そこで、お尋ねをしたいわけでございますけれども、アフガニスタンの国情はまあまあ落ちついているのではないかと、そこで、パキスタンを始め幾つかの国が、タリバーンという勢力が支配をするアフガニスタンを承認しておるわけでございます。そこで、この承認問題を我が国はどういうふうな位置づけとしてとらえているのか。そして、このタリバーン勢力は領土の九〇%を実効支配している、こういうふうに報道もされておりますし、昨年二月、私は単身でアフガニスタンを訪れ、見てまいりましたけれども、その印象を強くしたわけでありましてけれども、実効支配とはどのような状況を指すのか、外務省の見解をお尋ねしたいと思います。

○江崎政務次官 .....初めの問いでございますが、我が国は七九年のソ連によるアフガニスタン侵攻以来、同国のいかなる政治勢力も政府承認はいたしておりません。現在、タリバーンが国土の大半の地域を軍事的に支配しているとの見方もあると伺っておりますが、アフガニスタン国内の状況はいまだ流動的であり、一政治勢力による支配が確立されていないと考える次第であります。

先ほど、実効的支配とはいかなる状態を示すのかといったお尋ねがございましたが、一般的には、一国領域を有効に支配する状態と解釈し、その判断は個別事案について個別になされるべきと考えております。



○松浪分科員 私もそういうふうに思うわけですがけれども、一日も早くこの国が落ちついて、そして我が国政府が堂々と承認できる日がやってくればいいな、こういうふうに願うものであります。

## ハイチ関連年表・資料

- 1804 フランスから独立
- 1986.2 Francis Duvalier 大統領、反政府デモを受けフランスに亡命。
- 1987.3 新憲法制定 それに基づく選挙準備開始  
この間非合法的な政権交代3回
- 1990.3 Ertha Pascal Trouillot 最高裁判事、国連に選挙実施のための援助要請
- 1990.10 国連総会決議 45/2 援助決定 選挙検証団派遣
- 1990.12.16 第一回投票 大統領に Jean-Bertrand Aristide が選ばれる。
- 1991.1.20 第二回投票（議会議員）
- 1991.2.7 Aristide、大統領就任。
- 1991.9.29 軍によるクーデター
- 1991.9.30 Aristide、アメリカ合衆国に亡命
- 1991.10.8 米州機構（OAS）クーデター政権の不承認
- 1991.10.11 国連総会決議 46/7 「受け入れられない」
- 1993.6.16 国連安保理決議 841 経済制裁決定
- 1993.7.3 ガヴァナース島協定 正統政府と軍事政権間の合意 正統政府復帰へ
- 1993.7.16 ニューヨーク協定 政治休戦・首相指名
- 1993.9.23 安保理決議 867 国連ハイチ派遣団 UNMIH 設立・即時派遣決定  
ハイチ軍の近代化・新警察組織の設立を支援
- 1993.10.11 武装市民グループ、UNMIH の上陸を阻止
- 1993.10.16 安保理決議 875 「必要な措置」をとることを授權
- 1994.5.6 安保理決議 917 制裁拡大
- 1994.5.11 軍事政権、Emil Jounassaint を暫定大統領兼首相に任命  
同日、安保理議長声明で Aristide 政権転覆の試みを非難
- 1994.7.31 安保理決議 940 武力行使を授權
- 1994.9.16 Carter 元米大統領使節団と軍事政権との間で協定。米軍受け入れ。
- 1994.9.19 米軍、ハイチ上陸。
- 1994.10.10 Aristide 大統領、ハイチ帰国。

### 国連総会決議 46 / 7

*The General Assembly...*

Bearing in mind that,... the United Nations system... supported the efforts of the people of Haiti to consolidate their democratic institutions and also supported the holding of free elections on 16

December 1990,...

Aware that, in accordance with the Charter of the United Nations, the Organization promotes and encourages respect for human rights and fundamental freedoms for all, and that the Universal Declaration of Human Rights states that "the will of the people shall be the basis of the authority of government",...

1. Strongly condemns the attempted illegal replacement of the constitutional President of Haiti, the use of violence and military coercion and the violation of human rights in that country;
2. Affirms as unacceptable any entity resulting from that illegal situation and demands the immediate restoration of the legitimate Government of President Jean-Bertrand Aristide, together with the full application of the National Constitution and hence the full observance of human rights in Haiti;...

#### 安保理決議 8 4 1

*The Security Council...*

*Deploring* the fact that, despite the efforts of the international community, the legitimate Government of President Jean-Bertrand Aristide has not been reinstated...

#### 安保理決議 9 4 0

*The Security Council...*

*Recalling* the terms of the Governors Island Agreement and the related Pact of New York,

*Condemning* the continuing disregard of those agreements by the illegal de facto regime...

*Reaffirming* that the goal of the international community remains the restoration of democracy in Haiti and the prompt return of the legitimately elected President, Jean-Bertrand Aristide, within the framework of the Governors Island Agreement,...

4. ...*authorizes* Member States to form a multinational force under unified command and control and, in this framework, to use all necessary means to facilitate the departure from Haiti of the military leadership, consistent with the Governors Island Agreement, the prompt return of the legitimately elected President...

王志安『国際法における承認』242頁（東信堂、1999）

ハイチ政変への国際的対応は.....民主主義の価値観を地域的国際社会〔瀧本注：米州のこと〕あるいは国際社会一般の共通利益を反映する理念とし、自決権、人権尊重といった既存の国際法規範を強調し、主権や不干渉の原則を基礎にした実効的支配という政府変更にかかる国際法上のルールを否定する傾向を明らかにしたのである。.....このような傾向が、果たして今日の国際社会に安定した秩序を与えるものとなるかどうかは、慎重に見守る必要がある。

## オーストリア関連年表

- 1999.10 オーストリア下院総選挙 社会民主党 65・人民党 52・自由党 52  
社会民主党と人民党との連立失敗
- 2000.1 人民党、自由党との連立を発表
- 2000.1.31 EU加盟14カ国、オーストリアに対する「制裁」を通告。  
1. オーストリアと二国間で政治問題を討議しない。  
2. オーストリア大使は技術的問題についてのみ接受する。  
3. あらゆる国際機構でオーストリアのいかなる立候補も支持しない。
- 2000.2.5 人民党と自由党との連立成立。日本政府、祝電打たず。
- 2000.2 アメリカ合衆国、大使召還。外交関係は維持。
- 2000.3.23-24 EU首脳会議。加盟諸国、オーストリアとの対話を拒否。
- 2000.4 フランス（EU次期議長国）議長時の計画に関する会議にオーストリア代表招かず。  
オーストリア、EU分担金を支払わないこともあり得ると抗議。EU官僚、分担金支払  
わないならEC裁判所への訴訟提起もあり得ると発言。
- 2000.6.28 14加盟国、ヨーロッパ人権裁判所所長に、14カ国がとるべき態度につき報告書  
を作成する3名の指名を求める。オーストリアもこれを受け入れ。
- 2000.7.12 ヨーロッパ人権裁判所所長 Luzius Wildhaber、Ahtisaari（フィンランド元大統領）・  
Frowein（国際法学者、ヨーロッパ人権委員会元次長）・Oreja（ヨーロッパ委員会元委  
員）を指名。
- 2000.9.8 三賢人会議、制裁終了を提案。  
・制裁の継続は制裁の目的にかえて反する。  
・オーストリアはEU加盟国としての義務に違反していない。  
・今後も自由党の政策を注視。
- 2000.9.12 EU加盟14カ国、制裁の終了を宣言

### アムステルダム条約第6条（日本語訳は各自の条約集参照）

1. The Union is founded on the principles of liberty, democracy, respect for human rights and fundamental freedoms, and the rule of law, principles which are common to the Member States.

### 第7条

1. The Council, meeting in the composition of the Heads of State or Government and acting by unanimity on a proposal by one third of the Member States or by the Commission and after obtaining the assent of the European Parliament, may determine the existence of a serious and persistent breach by a Member State of principles mentioned in Article 6(1), after inviting the government of the Member State in question to submit its observations.

2. Where such a determination has been made, the Council, acting by a qualified majority, may

decide to suspend certain of the rights deriving from the application of this Treaty to the Member State in question, including the voting rights of the representative of the government of that Member State in the Council. In doing so, the Council shall take into account the possible consequences of such a suspension on the rights and obligations of natural and legal persons.

The obligations of the Member State in question under this Treaty shall in any case continue to be binding on that State.

## 日本政府の立場

### 2000年2月1日 日本外務省報道官会見要旨

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html/>

(問) オーストリアの新政権に極右といわれる政党が入ろうとしており、右について、EUが「かかる政党が入閣するならば外交関係を凍結する」という姿勢を見せているということであるが、こうしたEUの動きに対する日本政府又は外務省の立場如何。

(報道官) 基本的には欧州連合(EU)の中の問題ということだと思う。我々の方でも特に今、意思表明を行うということではないと思う。ただ、EUの中の動きとして、我々も注視しているということであると思うが、特に日本政府として何らかの意思表明をするという状況にあるとは承知していない。

### 2月7日 外務事務次官会見要旨

(問) オーストリアとEU、米国等々との外交問題だが、外務省あるいは日本政府の立場について改めて聞かせてほしい。

(事務次官) 日本としては、国民党、自由党両党首が自由、民主主義、人権といった基本的価値の援護、欧州連合(EU)との協調、EUの拡大路線の支持、人種主義・排外主義の拒絶等をEUの基本的価値に関する宣言において明らかにしているので、まずはこれらの原則の下で新政権がいかなる政策を実施していくのかを慎重に見守りたいということである。

あえて補足すれば、仮にもナチズムを正当化する方向ということであれば、これは許し得ない話だと思う。なんとなれば、もしそういう方向になったとすれば、あれはいわば20世紀における大変な悲劇だったわけで、それが正当化されるということだと、人類は何を学んだかということにもなる。ナチズムについてはそういう視点に立って見るべきものだろうと思うが、最初に申した通り、まず基本的価値観にコミットする姿勢で新政権がスタートしたということで、まずはどういうふうに政策をやっていくのかを見守るということである。

(問) 大使の召還など日本政府として何か具体的に制裁的な行動を取ることは考えていないか。

(事務次官) いまはまず見守るということである。

(問) 平たく言えば、過去の言動において政府は判断はしないということか。

(事務次官) 判断というか、それはそれで心配を抱かせるものであることは間違いのないと思うが、そういうことがあったことを念頭に置きつつ、しかしあのような基本的価値観を守るということ

証言したことも踏まえて、まずは実際の新政権がどういうふう動くかを慎重に見守るということが現時点での姿勢である。

3月14日 参議院外交・防衛委員会 <http://www.kokkai.ndl.go.jp/>

山崎力君（自民党）

外務大臣がお戻りになられたようですので、ちょっと外交の所信表明に関して伺っていきたいと思います。

私自身、最近の経験でおやっと思ったことがございました。というのは、世の中、我々の教わったようなすんなりしたものではないなということは、実はオーストリアの新政権誕生に対するヨーロッパ、EU諸国の反応でございました。悪く言えばネオナチ政権だという非難もあつたくらいでございます。

それはともかくといたしまして、少なくとも極右とか右翼とか言われている政党、そういった思想の持ち主が当時党首を務めている政党、それが国民の投票により、民主的な選挙により政権の座に着いたということに対して、周辺の国が寄ってたかって言うとオーバーかもしれないが、嫌がらせといいますか不快感を表明したと。まさにある意味においては典型的な内政干渉的な行為であったわけですが、これはいわゆる二十世紀的といいますか、十九世紀的といいますか主権国家、国家主権の尊重、内政不干渉という考え方からすると、おいどうなっているんだというような、あの先進民主主義国家群のEUですらという気がしたわけでございます。

先ほど御不在のときに、私の基本的考え方の中で、国民の全部とは言いませんが、ある程度の、人命以上の価値を国家は持っているんだと、それは中台関係のことで申し上げたわけですが、いわゆる我が国の人道的という感覚と、あるいは民主主義的、話せばわかるという感覚と世界がちよっと違っているんじゃないかという気がしているんですが、この辺の国民あるいは世界との関係について、その仲立ちと言える外交当局の責任者としてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（河野洋平君） オーストリアの問題は我々にいろんなことを示唆したと思います。もちろんオーストリアに対するEUの反応というのは、オーストリア自身がEUのメンバーであって、EUができ上がるときにEUの中で人権の尊重とかいろいろな項目での合意を確認しているわけで、そのEUの合意、EUの確認から見ればいささか少し違うなという感じを他のEU各国が持ったというのも不思議ではないと思います。それは、EUメンバーでない我々とEUメンバーである彼らとの間にはやはり受けとめ方の違いがある、これはやむを得ないことだと思います。

もう一つは、ヨーロッパにおいてナチスが行ったあの行為というものをヨーロッパの中で許さない、これを再び許すわけにいかないという強い、そして深いこの問題に対する思いがあるということもまた我々は理解しなければ、この問題に対するEUの反応を理解できないことだというふうに思います。

さらに、我々にとっては、アメリカが非常に強い反応をこの問題にいたしました。アメリカの強い反応は、やはりアメリカ社会の中に多くのユダヤ人社会というものが大変強い発言権を持って存

在するということがこれの一つの理由であったかもしれません。いずれにしても、こうした極右と申しますか、歴史を引きずった問題について非常に強い反応をヨーロッパの諸国が起こしたということは、我々にやはり教えるものもあったように思います。

また一方で、先ほど来からお話が出ておりますように、国家主権と人権の関係というものをどこで調整するかということは大変難しい問題でありますけれども、突きつけられた問題であって逃げられないということも事実です。

私が先般アメリカへ参りましたときに、古いアメリカの先輩にお目にかかって話を聞きましたときには、このアメリカの先輩政治家は、自分は今のアメリカの反応は強過ぎると思うとこの大先輩は言うておられました。しかし、これはあくまで個人的な考えだと前置きをしての御意見でございましたが、アメリカにも、恐らくEUのあちこちの国の中にもいろいろな意見が実はあったんだというふうにつくづく思いました。

ただ、繰り返しになりますが、EUはEUとして地域統合を進めていく上で、やはりそれぞれが確認し合ったルールと申しますか約束事はきちんとしていかなきゃいけないということに多くの人は多くの配慮をしたんだろうというふうに思います。

しかし一方で、ちょっと長くなって恐縮ですが、今お話がありましたように、極右政党とはいえ民主的な選挙を通じて一定の議員の当選を見たということは、これまた民主主義と申しますか、民主的手続による国民の評価でございますから、それをすべて否定するというわけにはいかないところもあるだろうというふうに思います。適当な例でないかもしれませんが、しかし、かつてナチスのヒトラーは当初は民主的な手法によって選ばれた人であったわけでございます、そういうことを語る関係者もおられるということでございます。

しかし、さっき申し上げた大先輩、アメリカの先輩政治家は私に、随分今は状況が違うよ、情報化社会になったし、周辺はNATOに加盟している国々が周りにいっぱいいるじゃないか、そんな昔のことで来て恐れおののいているわけにもいきまいよというようなことをおっしゃったこともございます。

少し回りくどくなりましたが、もう一度我々は、やはり国家主権、そして人権というものをどういうふうに調整するか、これは恐らく歴史的な経緯とか、それから民族的な意識とかそういうものがあって、ヨーロッパにおける主権と人権の関係はアジアにおいても必ずしも同じであるかどうか。こういう言い方をすると、それじゃダブルスタンダードなのかというおしかりをいただくかも知れませんが、その辺のところは慎重に調整をする努力が必要であろうというふうに思います。

## ペルーFujimori 大統領3選 2000年5月28日

- 問題点
- ・ペルー憲法は3選を禁止。Fujimori 大統領は、「1期目就任後に現行憲法が発効した」ことを理由に、自身の3選は現憲法の制約に服しないと主張。憲法違反とした最高裁判事を罷免。
  - ・選挙開票過程で不正がなされたのではないかとの疑問。

## アメリカ合衆国

2001年5月30日（共同）

ペルー大統領選挙の決選投票について米務省は二十九日夕（日本時間三十日午前）開票の完了前に「選挙は欠陥があり合法性に欠ける」と異例の声明を出し、ペルー中央選管発表の選挙結果を公式に否定。フジモリ政権側の選挙「強行」に対し制裁も辞さない厳しい対立姿勢を示した。

## 日本

6月9日（共同）

木谷隆・駐ペルー大使は七日、フジモリ大統領を大統領官邸に訪ね、日本政府がペルー支援の政策を今後も続けることを伝えた。

五月二十八日に行われた大統領選挙の決選投票で三期連続当選を決めたフジモリ大統領に対し、日本政府が外交ルートを通じて事実上の三選支持を表明したことになる。

## フランス・スペイン

5月28日（30日付日経）

欧州でも「選挙が公正に行われた保証はない」（ピケ・スペイン外相）や「投票が行われた環境は十分ではなかった」（フランス外務省報道官）など批判が相次いでいる。

## 米州機構（OAS）

5月31日（共同）

公正さに疑いが持たれたペルー大統領選挙をめぐる米州機構（OAS）の緊急常設理事会（大使級）は三十一日、外相による特別会合開催で一致したが、米国の強硬姿勢への支持はなく、制裁など厳しい措置は当面、見送られる見通しとなった。

6月5日（6月6日付日経）

カナダのウィンザーで開いた米州機構（OAS）総会は五日にペルー大統領選挙への対応を盛り込んだ決議を採択した。しかし、その内容はペルーへの視察団派遣という穏健なものにとどまり、経済制裁を含む強硬策を働き掛けてきた米国の戦略は事実上挫折した。内政干渉の排除で一致する中南米諸国の団結の強さを示した格好だ。

フェルナンデス・コロンビア外相とメレル・エクアドル外相は同日、フジモリ・ペルー大統領の三選が有効かどうかは議論に付されなかったと説明。さらに「（フジモリ大統領は）米州各国から無言の認知を受けたことになる」と述べ、選挙結果を追認した。

## 中南米諸国

6月9日（6月10日付日経）

ペルー、ベネズエラ、コロンビアなど南米五カ国で構成するアンデス共同体の首脳会議が九日、ペルーの首都リマで開幕した。……会議冒頭の演説で、パストラナ・コロンビア大統領は「米州機構

(OAS)の決定は、内政干渉排除の原則のもと加盟国が民主主義の価値を高めることで団結していることを示した」と述べた。

チャベス・ベネズエラ大統領はこれに先立って、フジモリ大統領と会談、「OASによる非難決議を阻止できたことはペルーだけでなく中南米諸国の勝利だ」と語り、フジモリ大統領支持の姿勢を鮮明にした。

## OAS 決議 1080

AG/RES. 1080 (XXI-O/91)

### REPRESENTATIVE DEMOCRACY

(Resolution adopted at the fifth plenary session, held on June 5, 1999)

WHEREAS:

The Preamble of the Charter of the OAS establishes that representative democracy is an indispensable condition for the stability, peace, and development of the region;

Under the provisions of the Charter, one of the basic purposes of the OAS is to promote and consolidate representative democracy, with due respect for the principle of non-intervention;

Due respect must be accorded to the policies of each member country in regard to the recognition of states and governments;

In view of the widespread existence of democratic governments in the Hemisphere, the principle, enshrined in the Charter, that the solidarity of the American states and the high aims which it pursues require the political organization of those states to be based on effective exercise of representative democracy must be made operative;

and

The region still faces serious political, social, and economic problems that may threaten the stability of democratic governments,

THE GENERAL ASSEMBLY

RESOLVES:

To instruct the Secretary General to call for the immediate convocation of a meeting of the Permanent Council in the event of any occurrences giving rise to the sudden or irregular interruption of the democratic political institutional process or of the legitimate exercise of power by the democratically elected government in any of the Organization's member states, in order, within the framework of the Charter, to examine the situation, decide on and convene an ad hoc meeting of the Ministers of Foreign Affairs, or a special session of the General Assembly, all of which must take place within a ten-day period.



To state that the purpose of the ad hoc meeting of Ministers of Foreign Affairs or the special session of the General Assembly shall be to look into the events collectively and adopt any decisions deemed appropriate, in accordance with the Charter and international law.

To instruct the Permanent Council to devise a set of proposals that will serve as incentives to preserve and strengthen democratic systems, based on international solidarity and cooperation, and to apprise the General Assembly thereof at its twenty-second regular session.

## 「悪の枢軸」

ブッシュ米大統領一般教書 2001.1.29. <http://www.whitehouse.gov/>

North Korea is a regime arming with missiles and weapons of mass destruction, while starving its citizens.

Iran aggressively pursues these weapons and exports terror, while an unelected few repress the Iranian people's hope for freedom.

Iraq continues to flaunt its hostility toward America and to support terror. The Iraqi regime has plotted to develop anthrax, and nerve gas, and nuclear weapons for over a decade...

States like these, and their terrorist allies, constitute an axis of evil, arming to threaten the peace of the world. By seeking weapons of mass destruction, these regimes pose a grave and growing danger. They could provide these arms to terrorists, giving them the means to match their hatred. They could attack our allies or attempt to blackmail the United States...

[A]ll nations should know: America will do what is necessary to ensure our nation's security.

We'll be deliberate, yet time is not on our side. I will not wait on events, while dangers gather. I will not stand by, as peril draws closer and closer. The United States of America will not permit the world's most dangerous regimes to threaten us with the world's most destructive weapons.

## イラク・フセイン政権の転覆

衆議院安全保障委員会 2003年3月27日

○赤嶺委員 .....小泉総理は、政権転覆、アメリカが言っているフセイン大統領の打倒というアメリカのその方針を丸ごと支持する立場というのを表明しておられます。

これは、首相の二十日の記者会見の中からですけれども、このように言っておられます。「サダム・フセイン大統領が最高指導者である限り、武装解除には応じないということになってきたと思います。」「私はこの武装解除、イラク国民に自由を与えなければならないということと、サダム・

フセイン大統領の退陣というのは、ほぼ同じ意味を持つものではないかと思っております。そういうことから、私はアメリカの立場を支持しております。」文字どおり、政権転覆、これも含めて支持するという立場を表明しているわけですね。

国連憲章というのは内政不干渉の原則を定めております。そういうもとの、一体、日本政府は、これもどんな根拠があるから政権転覆が認められると考えているんですか。

○茂木副大臣 今回の軍事行動の目的、あくまで大量破壊兵器の廃棄、こういうことであります。ただ、大量破壊兵器の廃棄を進める上で、現在のフセイン政権がその大きな障害になっている、このような理解であります。

○赤嶺委員 ですから、国際法上の根拠を聞いているんです。国際法上の根拠はどこにあるんですか。

○西田政府参考人（外務省総合外交政策局長） お答えをいたします。

一般に、国際法上、内政干渉というものは、他の国家が、自由に処理し得るとされている事項に立ち入って、強制的にその国を自国の意思に従わせようとするということというふうに解されております。したがって、ある国が国際法上の根拠がなく他国に対して強制的に武装解除を行わせるというような場合であれば、これは当然、国際法上の内政干渉に当たります。

しかし、今般の米軍等による武力行使は、これまで重ね重ね御説明いたしておりますように、イラクが関連の安保理決議上の義務の重大な違反を継続的に犯していることを受けて、憲章第七章に基づく安保理決議に従ってイラクの武装解除などの義務の実施を担保し、この地域の平和と安全を回復するための必要な措置として行われるものでありますので、国際法上、先ほど申し上げましたような意味における内政干渉に当たるとは考えておりません。

○赤嶺委員 憲章第七章と言われましたけれども、その憲章第七章を担保するものは、実際、具体的に何があるんですか、今度のイラクで。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

六七八、六八七それから一四四一に至ります累次の決議の中におきまして、この他のこのような決議というものが国連憲章第七章のもとで採択されたということが明示的に書かれております。

○赤嶺委員 一四四一、六八七、六七八、この中に、政権転覆、どこに書いてありますか。

○西田政府参考人 お答えをいたします。

私が申し上げましたのは、今般の米国等によります武力行使を正当化する根拠になっております決議案が、国連憲章第七章のもとで採択されたということをお知らせしております。

○赤嶺委員 第七章のもとで採択をされたら政権転覆までいくと。しかし、六七八、六八七、一四四一についての政権転覆の根拠、どこに書いてあるかと示したら、これは説明しないわけですね。どうなんですか。

○西田政府参考人 もう一度申し上げますが、先ほど外務大臣の方からお答えしましたとおり、今回の米国等による武力行使というものが政権転覆を目的にしているものというふうには日本政府は考えておりません。

あくまでも、大量破壊兵器の廃棄という、六七八から一四四一に至る義務を懈怠しているということに着目をしまして、それを根拠に、正当なものであると申し上げているわけでございますし、それから、今般のブッシュ大統領の発言あるいはそれを受けましての総理の御発言というものは、事ここに至って、大量破壊兵器の廃棄をするためにはサダム・フセインが政権を譲るべきであるということをお願いしている趣旨でございます。

○赤嶺委員 ですから、大量破壊兵器の解体と政権転覆は不離一体のもので、切り離せないものであるという認識を皆さんお持ちなんですよ、外務大臣。そういうことでしょうか。

○川口国務大臣 大量破壊兵器の廃棄について、イラクが十二年以上にわたってこれに協力をする姿勢を示してこなかったということの最大の原因はサダム・フセイン政権であるというふうに考えざるを得ない。そういう状況で、その目的である大量破壊兵器を廃棄しようということは、現実的なこととして、政権がかわる、政権がいなくなるということと重なってくる。そういうことであると思います。

イギリス下院 Hansard, H.C.Deb. 772 (18 Mar. 2003)

The Prime Minister: I have never put the justification for action as regime change. We have to act within the terms set out in resolution 1441—that is our legal base. But it is the reason why I say frankly that if we do act, we should do so with a clear conscience and a strong heart. I accept fully that those who are opposed to this course of action share my detestation of Saddam. Who could not?